

徳島市こども計画について

こども計画は、少子化対策や子育て支援、こどもの貧困対策など、こどもに関する様々な施策を総合的に推進するための計画です。国が定める「こども大綱」並びに都道府県こども計画を勘案し、地域の実情に合わせて策定します。

【根拠法令】 こども基本法(令和四年法律第七十七号)

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画(以下この条において「都道府県こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱(都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画)を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画(以下この条において「市町村こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

「こども大綱」「市町村こども計画」との関係

こども大綱
↓
都道府県こども計画
↓
市町村こども計画

こども基本法第9条に定められたもので、こども施策に関する基本的な方針、こども施策に関する重要事項及びこども施策を推進するために必要な事項を定めるとともに、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法、子どもの貧困対策の推進に関する法律に準拠したものであり、令和5年12月22日に閣議決定されました。

「市町村こども計画」はこども基本法10条に定められたもので、「こども大綱」並びに「都道府県こども計画」を勘案して作成するものです。

《徳島市こども計画》

期間:令和8年度から4か年の計画

策定について:こども大綱並びに徳島県こども計画を勘案し、子ども・子育て会議やパブリックコメントを経て徳島市の計画を策定します。

こども基本法第11条で、こども計画の策定にあたり、こども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが必要であることから、本市においては、小・中・高校生対象のインターネットアンケート、学校におけるグループワーク、子育て支援に関わる職員からのアンケート調査を実施しました。